

第4章 バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

京阪五条・七条地区のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本理念と基本方針を示します。

1 全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

全体構想においては、以下のように全市的なバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を定めています。

(1) バリアフリー化推進の基本理念

- ア 高齢者や身体に障害のある方などが、介助なしで日常生活や社会生活を送ることのできる環境整備を推進します。
- イ 市民や市内を訪れる人々が、公共交通機関を利用して移動したくなるような環境整備を推進します。
- ウ 身体に障害のある方をはじめとする、すべての人にとって利用しやすく、安全で快適な施設整備を推進します。

(2) バリアフリー化推進に係る基本方針

ア 段差解消を優先したバリアフリー化の推進

移動経路や車両に乗降する際の段差の存在は、多くの高齢者や身体に障害のある方などにとって障壁となるものであり、特に大きな段差がある場合には、車いす利用者などにとっては、移動そのものを断念せざるを得なくなるような障壁となることもあります。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、段差解消を優先した施設整備の検討を行うこととします。

イ 移動制約者の特性を踏まえたバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用するに当たって何らかの制約のある方は、高齢者や身体に障害のある方の他にも妊産婦、けが人など様々です。

また、身体に障害のある方は、肢体障害、視覚障害、聴覚・平衡障害、音声・言語障害及び内部障害など、その身体的特性は異なっています。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、移動に制約のある方の特性に十分配慮し、段差解消を優先しつつ、情報案内設備などのあらゆるバリアフリー化設備の整備について、検討を行うこととします。

ウ 利用者の意向に配慮したバリアフリー化の推進

施設や車両をどのように改善すべきかについては、高齢者や身体に障害のある方をはじめ、利用者の意向に配慮した検討を行うことが必要です。

したがって、バリアフリー化の推進に当たっては、利用者の意見を十分聴き、それを反映させることとします。

エ 「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」の推進

バリアフリー化の推進のためには、ハード整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者や身体に障害のある方などに対する理解を深め、積極的に手助けなどを行う「心のバリアフリー」や、だれもが同じように必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした「情報のバリアフリー」が欠かせません。

したがって、バリアフリー化設備の整備の推進にあわせて、市民、事業者及び行政機関などは、互いに連携し、「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」を推進することとします。

2 京阪五条・七条地区のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針

京阪五条・七条地区のバリアフリー化については、全体構想におけるバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針に基づいて推進し、平成18年12月に施行された「バリアフリー新法」により拡充された、建築物等の対象施設の拡大やソフト施策の充実についても検討を行うものとしします。

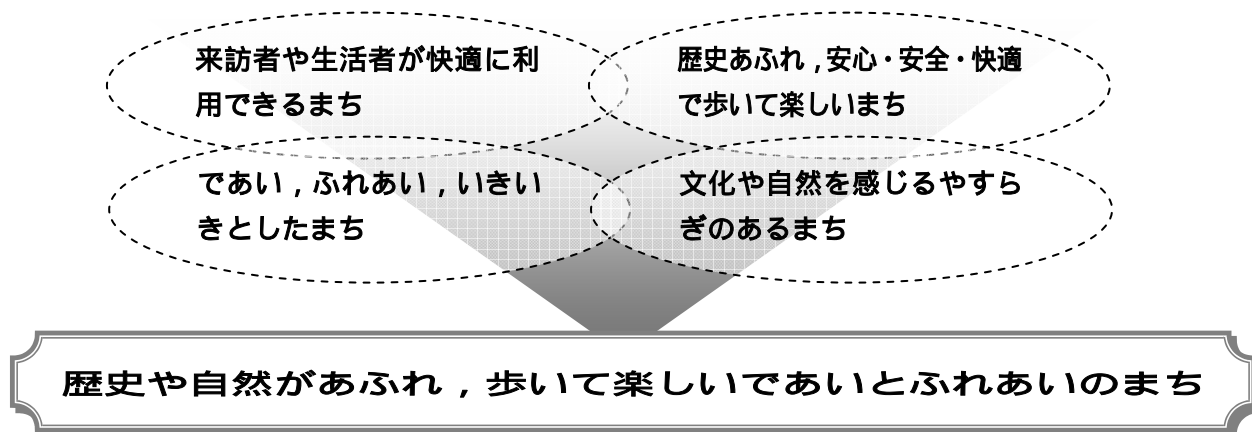
また、周辺の他地区の重点整備地区との経路の連続性や、周辺の鉄道駅との相互利便性を向上させるため、より一体的に安全で円滑に移動できるようバリアフリー化を推進します。

さらに、京阪五条・七条地区の特性及びまちづくりの方向性や「あなたから始まるすべての人にやさしい京都」の実現に向けた「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」を踏まえ、京阪五条・七条地区独自のバリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針を以下のとおり定めます。

(1) 基本理念

京阪五条・七条地区は、著名な社寺・史跡などが数多くあり、鴨川や地区の東側に位置する東山といった豊かな自然環境に恵まれ、歴史や自然のあるまちなみが形成され、多くの来訪者が訪れています。また、当地区は、多くの方が居住者として生活されている場でもあります。こうしたことから、京阪五条・七条地区の基本理念として、『歴史や自然があふれ、歩いて楽しいであいとふれあいのまち』として、まちづくりを進めていきます。

多くの来訪者を迎え、生活者にとって快適なまちとして、だれもが快適で移動しやすい環境の整備を目指します。そして、施設整備だけではなく、地域コミュニティを活かした助け合いの推進などにより、すべての人に対して心地よいまちを目指します。



(2) 基本方針

ア 地区への来訪者や住民など、だれもが利用しやすい京阪五条駅・京阪七条駅の バリアフリー化整備の推進

多くの来訪者が利用する京阪五条駅や七条駅では、高齢者や障害のある方、妊産婦やベビーカー利用者、けがをしている方など、すべての人が円滑に移動できる施設整備を推進するとともに、京阪五条・七条地区への来訪者も考慮した、分かりやすい情報案内設備とするなど、だれもが利用しやすい旅客施設を目指します。

また、隣接する四条駅及び東福寺駅(平成20年基本構想策定予定)との相互利便性を向上させるため、できる限り統一性のある情報案内設備等の整備を行い、より安全で円滑に移動できるような旅客施設を目指します。

イ 生活関連施設相互を結ぶ経路の重点的なバリアフリー化の推進

京阪五条駅・京阪七条駅、東山区総合庁舎、ひと・まち交流館などの生活関連施設間を相互に結ぶ経路において、安全で円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備するため、道路や信号機などのバリアフリー化を重点的に推進します。また、主要な経路の整備にあわせて、地区内のその他の道路などについても、できる限り一体的なバリアフリー化を推進します。

また、隣接する河原町地区及び京都地区との連続性を考慮した経路設定を行うことにより、周辺他地区と連携のとれたバリアフリー化を推進します。

ウ 歴史や自然があふれる京阪五条駅・京阪七条駅周辺の安心・安全・快適で歩いて 楽しい環境の整備

駅周辺に多くの歴史的資源や鴨川などの自然があるこの地区において、安心・安全・快適に過ごせ、歩いて楽しいまちづくりを推進するために、道路環境や市街地環境の整備を推進するとともに、防犯面や安全性の確保といった視点にも配慮して整備を進めます。

エ 地元の取組、他の施策と連携したバリアフリー化事業の推進体制の整備

京阪五条・七条地区基本構想に位置付けられた各種事業を、市民をはじめとする利用者の意向を十分反映させながら、円滑かつ効果的に実施していくため、事業計画作成の段階から、地元の取組や他の施策に係る多様な関係者が十分な情報交換を行い、それぞれが担う役割や立場に応じて、協働と連携を図ることのできるような事業推進体制を整備します。

オ 生活関連施設に位置付けられる主要な建築物のバリアフリー化

施設相互間の生活関連経路のみでなく、建築物内についてもより一体的に安全・円滑に移動できるよう、京阪五条・七条地区基本構想の中で生活関連施設として位置付けられる、東山区総合庁舎、ひと・まち交流館及び京都国立博物館等のバリアフリー化を推進します。

カ 「心のバリアフリー」・「情報のバリアフリー」の推進

バリアフリー化設備の整備にあわせ、市民が高齢者や障害のある方などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、市民、公共交通事業者及び行政機関などが互いに連携したソフト施策を展開し、ふれあいと温もりのある行動による「心のバリア

フリー」を推進します。

また、バリアフリー化された施設が有効かつ適切に機能するようにするための適切な情報提供や、駅や歩行経路における分かりやすい案内情報の提供や伝達方法の確保・充実などに取り組み、だれもが同じように必要な情報を入手し利用できるよう、情報の格差をなくした思いやりのある「情報のバリアフリー」を推進していきます。